

建設工事及び委託業務における入札・契約制度に関する基本方針の一部改正（新旧対照表）

新	旧																				
<p>第1 入札・契約手続</p> <p>1 一般競争入札            請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等委託業務の発注は、随意契約による場合又は災害時における応急的な復旧工事など緊急を要する場合を除き、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、香南市契約等審議会の定めるところにより一般競争入札の適用範囲を拡げることが妨げない。            一般競争入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「<b>政令</b>」という。）第167条の5の2を適用して行う。</p> <p>2 指名競争入札            請負対象金額5,000万円未満の建設工事及び委託業務等の発注は、一般競争入札又は随意契約による場合を除き、指名競争入札とすることができる。            指名競争入札を行う場合の指名業者数は、原則として次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td><b>(1)</b> 請負対象金額1,000万円未満の建設工事</td> <td>6者以上</td> </tr> <tr> <td><b>(2)</b> 請負対象金額1,000万円以上1億円未満の建設工事</td> <td>8者以上</td> </tr> <tr> <td><b>(3)</b> 請負対象金額1億円以上の建設工事</td> <td>12者以上</td> </tr> <tr> <td><b>(4)</b> 建設工事に係る測量・設計等委託業務</td> <td>8者以上</td> </tr> <tr> <td><b>(5)</b> その他委託業務等（製造の請負を含む）</td> <td>6者以上</td> </tr> </table> <p>3 随意契約  <b>政令</b>第167条の2及び香南市財務規則（平成18年規則第43号。以下「規則」という。）第105条の規定に基づき行う。</p> <p>4 総合評価方式による入札            総合評価方式による入札は、「香南市総合評価方式取扱要綱」（<b>令和7年香南市告示第27号</b>）に基づき行う。</p>	<b>(1)</b> 請負対象金額1,000万円未満の建設工事	6者以上	<b>(2)</b> 請負対象金額1,000万円以上1億円未満の建設工事	8者以上	<b>(3)</b> 請負対象金額1億円以上の建設工事	12者以上	<b>(4)</b> 建設工事に係る測量・設計等委託業務	8者以上	<b>(5)</b> その他委託業務等（製造の請負を含む）	6者以上	<p>第1 入札・契約手続</p> <p>1 一般競争入札            請負対象金額（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）5,000万円以上の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等委託業務の発注は、随意契約による場合又は災害時における応急的な復旧工事など緊急を要する場合を除き、原則として一般競争入札によるものとする。ただし、香南市契約等審議会の定めるところにより一般競争入札の適用範囲を拡げることが妨げない。            一般競争入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「<b>令</b>」という。）第167条の5の2を適用して行う。</p> <p>2 指名競争入札            請負対象金額5,000万円未満の建設工事及び委託業務の発注は、一般競争入札又は随意契約による場合を除き、指名競争入札とすることができる。            指名競争入札を行う場合の指名業者数は、原則として次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td><b>ア</b> 請負対象金額1,000万円未満の建設工事</td> <td>6者以上</td> </tr> <tr> <td><b>イ</b> 請負対象金額1,000万円以上1億円未満の建設工事</td> <td>8者以上</td> </tr> <tr> <td><b>ウ</b> 請負対象金額1億円以上の建設工事</td> <td>12者以上</td> </tr> <tr> <td><b>エ</b> 建設工事に係る測量・設計等委託業務</td> <td>8者以上</td> </tr> <tr> <td><b>オ</b> その他<b>の</b>委託業務</td> <td>6者以上</td> </tr> </table> <p>3 随意契約  <b>令</b>第167条の2及び香南市財務規則（平成18年規則第43号。以下「規則」という。）第105条の規定に基づき行う。</p> <p>4 総合評価方式による入札            総合評価方式による入札は、「香南市総合評価方式取扱要綱」（<b>平成24年6月29日付け、24香南財発第161号</b>）に基づき行う。</p>	<b>ア</b> 請負対象金額1,000万円未満の建設工事	6者以上	<b>イ</b> 請負対象金額1,000万円以上1億円未満の建設工事	8者以上	<b>ウ</b> 請負対象金額1億円以上の建設工事	12者以上	<b>エ</b> 建設工事に係る測量・設計等委託業務	8者以上	<b>オ</b> その他 <b>の</b> 委託業務	6者以上
<b>(1)</b> 請負対象金額1,000万円未満の建設工事	6者以上																				
<b>(2)</b> 請負対象金額1,000万円以上1億円未満の建設工事	8者以上																				
<b>(3)</b> 請負対象金額1億円以上の建設工事	12者以上																				
<b>(4)</b> 建設工事に係る測量・設計等委託業務	8者以上																				
<b>(5)</b> その他委託業務等（製造の請負を含む）	6者以上																				
<b>ア</b> 請負対象金額1,000万円未満の建設工事	6者以上																				
<b>イ</b> 請負対象金額1,000万円以上1億円未満の建設工事	8者以上																				
<b>ウ</b> 請負対象金額1億円以上の建設工事	12者以上																				
<b>エ</b> 建設工事に係る測量・設計等委託業務	8者以上																				
<b>オ</b> その他 <b>の</b> 委託業務	6者以上																				

5 低入札価格調査制度

建設工事においては、「香南市低入札価格調査制度事務処理要領」(令和元年香南市告示第 39 号)に基づき、低入札価格調査制度を適用する。

6 配置予定技術者等の届出

(1) 建設工事及び建設工事に係る測量・設計等委託業務の一般競争入札においては、開札(再度入札の開札を含む。)後に落札候補者についてのみ配置予定技術者届出書を提出させる。

(2) 建設工事については、契約前に現場代理人及び主任(監理)技術者の届出を義務付け、届出のあった現場代理人及び主任(監理)技術者の変更は、原則として認めない。

(3) 建設工事に係る測量・設計等委託業務については、契約前に管理技術者及び照査技術者の届出を義務付け、届出のあった管理技術者及び照査技術者の変更は、原則として認めない。

7 契約の保証

(1) ～ (2) 略

(3) 建設工事に係る測量・設計等委託業務については、規則第111条第6号の規定により、契約保証金を免除する。

8 共同企業体

「香南市建設工事共同企業体取扱要領」(平成 22 年香南市告示第 61 号)の定めるところによる。

9 最低制限価格等

(1) 建設工事、建設工事に係る測量・設計等委託業務及びその他委託業務のうち請負契約に係る競争入札(低入札価格調査制度によるものを除く。)においては、最低制限価格を設定する。

(2) ～ (3) 略

(4) 建設工事に係る測量・設計等委託業務の最低制限価格は、規則第 94 条第 1 項第 2 号により、予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8.5 までの範囲で市長が定める。

5 低入札価格調査制度

建設工事においては、「低入札価格調査制度事務処理要領」(平成 20 年 4 月 21 日付け、20 香南財発第 13 号)に基づき、低入札価格調査制度を適用する。

6 配置予定技術者等の届出

全ての建設工事の一般競争入札においては、当該入札参加申請時に配置予定技術者届出書を提出させるものとする。

また、全ての建設工事について、契約前に現場代理人及び技術者の届出を義務付ける。届け出られた現場代理人及び技術者については、原則として変更を認めない。

7 契約の保証

(1) ～ (2) 略

(3) 設計等委託業務については、規則第111条第6号の規定により、契約保証金を免除する。

8 共同企業体

「香南市建設工事共同企業体取扱要領」(平成 22 年 10 月 22 日告示第 61 号)の定めるところによる。

9 最低制限価格等

(1) 建設工事及び建設工事に係る委託業務の一般競争入札(低入札価格調査制度によるものを除く。) 又は指名競争入札においては、最低制限価格を設ける。

(2) ～ (3) 略

(4) 建設工事に係る委託業務の最低制限価格は、規則第 94 条第 1 項第 2 号により、予定価格の 10 分の 6 から 10 分の 8.5 までの範囲で定める。

## 第2 入札及び契約に関する情報の公表

### 1 発注見通しの公表

予定価格（税込）が 200万円を超えると見込まれる建設工事及び 100万円を超えると見込まれる委託業務（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を秘密にする必要があるもの、見通しの立っていないものを除く。）の発注見通しについて、毎年度4月1日以降遅滞なく公表する。

2～4 略

### 5 入札執行の過程及び結果等の公表

ただし、(2)から(6)までの事項の公表は、予定価格が 200万円を超える建設工事及び 100万円を超える委託業務（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を公にすることが適当でないものを除く。）について行う。

### 6 契約内容の公表

予定価格が 200万円を超える建設工事及び 100万円を超える委託業務等（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を公にすることが適当でないものを除く。）の契約の内容について、次に掲げる事項を公表する。

## 第3 入札・契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に関する苦情については、別に定める「香南市競争入札等に係る苦情の申立手続に関する取扱要綱」（令和8年香南市告示第8号）により処理する。

## 第2 入札及び契約に関する情報の公表

### 1 発注見通しの公表

予定価格（税込）が 250万円以上（設計業務は50万円以上）と見込まれるもの（ただし公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を秘密にする必要があるもの、見通しの立っていないものを除く。）の発注見通しについて、毎年度4月1日以降遅滞なく公表する。

2～4 略

### 5 入札執行の過程及び結果等の公表

ただし、(2)から(6)までの事項の公表は、予定価格が 130万円を超える建設工事及び 50万円を超える委託業務（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を公にすることが適当でないものを除く。）について行う。

### 6 契約内容の公表

予定価格が 130万円を超える建設工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって、発注を公にすることが適当でないものを除く。）の契約の内容について、次に掲げる事項を公表する。

## 第3 入札・契約の過程に関する苦情処理

入札及び契約の過程に関する苦情については、別に定める「指名業者選定等に関する苦情処理要領」（平成20年4月21日付け、20香南財発第14号）により処理する。